

公聴会に関する条例、施行規則、開催要領の三段対照

環境影響評価条例	環境影響評価条例施行規則	福島県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催要領
<p>第4章 準備書 (準備書についての知事等の意見) 第20条 知事は、意見概要書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。</p>		
<p>4 第1項の場合において、知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催することができる。</p>	<p>(公聴会の開催) 第26条 条例第20条第4項の公聴会(以下この条から第33条までにおいて「公聴会」という。)は、関係地域をその区域に含む市町村の区域内において開催するものとする。この場合において、当該区域内に公聴会を開催する適切な場所がないときは、当該区域外において開催することができる。</p>	<p>(目的) 第1条 福島県環境影響評価条例第20条第4項及び第42条に定める公聴会について、福島県環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、開催等に関して必要な事項を定める。</p>
<p>5 第1項の場合において、知事は、第2項及び第3項の意見を勘案するとともに、意見概要書等に記載された意見及び事業者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。</p>	<p>2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の期日の15日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。 (1) 公聴会の開催の日時及び場所 (2) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (3) 対象事業の名称、種類及び規模 (4) 意見を聴こうとする事項 (5) 公述の申出に関する事項 (6) その他知事が必要と認める事項</p>	<p>(公告する事項) 第2条 規則第26条第2項第6号に定めるその他知事が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 公述の申出がない場合には公聴会を開催しない旨 (2) 公聴会の運営に関する事項 (3) 公述人が公述するために要する費用に関する事項</p>
<p>第9章 環境影響評価法との関係 (公聴会の開催) 第42条 法第20条第1項の場合において、知事は、法第14条第1項の環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催することができる。</p>	<p>3 前項の規定による公告は、福島県報への掲載、関係市町村の公報又は広報紙への掲載その他適切と認められる方法により行うものとする。</p>	<p>(開催の周知の方法) 第3条 公聴会の開催の周知は、規則第26条第3項に定める公告のほか、次に掲げる方法その他適切と認められる方法により行うものとする。 (1) 福島県ウェブページへの掲載 (2) 公聴会の開催場所(以下「会場」という。)等における掲示</p>

<p>4 知事は、第2項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。</p>	<p>(公聴会開催のとりやめ)</p> <p>第4条 規則第26条第2項に定める公告後、次の場合には開催をとりやめるものとする。公聴会の開催をとりやめた場合には、事業者及び関係市町村長に通知するとともに、福島県ウェブサイト等において周知するものとする。</p> <p>(1) 公述の申出がなかったとき</p> <p>(2) 天災等の特別な事情により開催が不能となったとき</p>
<p>(公述の申出)</p> <p>第27条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第2項の規定による公告のあった日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)</p> <p>(2) 公述の申出の対象である準備書の名称</p> <p>(3) 意見の要旨</p>	<p>(公述の申出)</p> <p>第5条 規則第27条に定める申出が郵送により行われる場合は、「公告のあった日から起算して10日以内」の消印があるものとする。</p> <p>第6条 規則第27条に定める公述の申出の書面(以下「申出書」という。)には、次の事項を追加して記載するものとする。</p> <p>(1) 公述の申出をした者が定員を超え、公述人に選定されなかった場合において、傍聴を希望することの有無</p>
<p>(公述人の選定等)</p> <p>第28条 知事は、前条の規定により書面の提出を行った者のうちから、公聴会において意見を述べる者(以下「公述人」という。)を選定するものとする。この場合において、知事は、公聴会の円滑な運営上必要があると認めるときは、あらかじめ公述の時間を制限することができる。</p>	<p>(公述人の選定等)</p> <p>第7条 規則第28条に定める公述人の選定は次により行うものとする。</p> <p>(1) 選定する公述人の人数</p> <p>1 公聴会につき最大15名までとする。</p> <p>(2) 公述人の選定方法</p> <p>公述の申出が前項で定める人数を超えた場合は、次のとおり公述人を選定する。</p> <p>ア 環境の保全に関する項目について、準備書には記載されていない新たな知見等を有する者</p> <p>イ 環境の保全に関する項目について、事業者の見解と異なる意見を有する者</p> <p>ウ 公述の申出をした者が多数であり、かつ環境の保全に関する項目について同様な意見を有するとみなされる者がいるときは、同</p>

		<p>様な意見の種類ごとに分類し、各分類の中から居住地域を考慮して選定された者</p> <p>エ 上記ア～ウにより選定しがたい場合は、抽選（抽選箱から番号札を引く方法又はこれと同等の公正が確保される方法）により選定された者</p> <hr/> <p>（公述の時間）</p> <p>第8条 規則第28条に定める公述の時間は、公述人数が10名以下の場合には一人につき原則として15分、10名を超える場合は一人につき原則として10分とする。</p> <hr/> <p>（公述の順序）</p> <p>第9条 公述人に選定された者の公述の順序は、規則第27条の申出を受領した順とする。</p>
	<p>2 知事は、前項の規定により公述人を選定し、又は公述の時間を制限したときは、その旨を前条の規定により書面の提出を行った者に通知するものとする。</p>	<p>（公述人への通知）</p> <p>第10条 公述人に選定された者に対する規則第28条第2項の通知には、次に掲げる事項を含めて通知するものとする。</p> <p>(1) 公述人に選定された理由（複数の種類の意見を記載して公述の申出をした者が公述人に選定された場合には、選定の対象となった意見の種類）</p> <p>(2) 公聴会の開催の日時及び場所</p> <p>(3) 公述開始の予定時刻</p> <p>(4) 公述の方法（第14条から第16条に定める事項）</p> <p>(5) 公述人の遵守事項（第17条に定める事項）</p> <p>(6) 代理人による発言の制限（第21条及び第22条に定める事項）</p> <hr/> <p>（公述人に選定されなかった者への通知）</p> <p>第11条 公述人に選定されなかった者に対する規則第28条第2項の通知には、選定されなかった理由を付すものとする。</p>
	<p>（公聴会の議長）</p> <p>第29条 公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長になって主宰する。</p>	<p>（公聴会の議長）</p> <p>第12条 規則第29条に定める公聴会の議長は、福島県生活環境部環境共生課長の職にある者をもって充てる。なお、議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <hr/> <p>（議長の役割）</p>

	<p>第13条 議長は、公聴会の開会にあたり、次に掲げる事項を明確にするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公聴会の目的 (2) 公聴会の運営方法等 (3) 公述人及び傍聴人が遵守すべき事項 (4) 公述人の紹介 (5) 公述の指示
<p>(公述人の陳述)</p> <p>第30条 公述人は、意見を述べようとするときは、議長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(公述人の陳述)</p> <p>第14条 公述人は、出席に際し、規則第28条第2項の通知書を持参するものとする。</p> <hr/> <p>第15条 公述人は、陳述を開始する前に、議長の指示に従い、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べる者の氏名及び役職名）を述べるものとする。</p>
<p>2 公述人の陳述は、知事が意見を聴こうとする準備書についての環境の保全の見地からの意見の範囲を超えてはならない。</p>	<p>第16条 公述人は、次に定める方法により、誠実に意見及び見解を述べるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規則第27条に定める申出書に記載された意見の要旨に関連する内容であること。 (2) 公述に際して、関連する資料を配付する場合は、事前に申し出ること。なお、配付した資料は、議長に提出すること。
<p>3 議長は、公述人の陳述が前項の範囲を超えたとき若しくは第28条第1項の規定により制限された公述の時間を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、その陳述を制止し、又は当該公述人の退場を命ずることができる。</p>	<p>(公述人の遵守事項)</p> <p>第17条 公述人は、議長の指示に従うとともに、以下の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ゼッケン、たすき等の着用、旗・プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。 (2) 第16条第2号の場合を除き、会場でのピラ等の配布はしないこと。 (3) 会場の施設管理者が定める管理規則に従うこと。 (4) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。
<p>(公聴会の秩序の維持)</p> <p>第31条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴しようとする者の入場を</p>	<p>(傍聴人)</p> <p>第18条 公聴会の秩序を維持するため、傍聴しようとする者の入場を次のとおり制限するものとする。この旨は福島県ウェブサイト等で周知する</p>

制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

ものとする。

(1) 傍聴の申込

傍聴しようとする者は、開催期日の7日前までに、必要事項（対象事業の名称、傍聴希望者の氏名・住所・電話番号）を記載した官製往復はがき又は電子メールにより、福島県環境共生課あて申込むものとする。なお、郵送による場合は、開催期日の7日前までの消印があるものとする。

(2) 傍聴人の定員

ア 会場の施設規模等を考慮して決定する。

イ 定員を超える傍聴の申込みがあった場合は、抽選（抽選箱から番号札を引く方法又はこれと同等の公正が確保される方法）により決定し、その結果を通知する。

ウ 傍聴の申込が定員に満たない場合は、当日の会場において、定員に達するまで先着順に傍聴の申込を受け付ける。

(3) 傍聴券

ア 傍聴人には、あらかじめ傍聴券を交付する。

イ 傍聴券を所持しない者の傍聴は、原則として認めない。

（傍聴人の遵守事項）

第19条 傍聴人は、議長の指示に従うとともに、以下の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) ゼッケン、たすき等の着用、旗・プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。

(2) 会場における発言に対して、発言を妨げるような行為、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないこと。

(3) 会場でのビラ等の配布はしないこと。

(4) 会場の施設管理者が定める管理規則に従うこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

（公聴会の撮影、録音）

第20条 公述人及び傍聴人は、会場における撮影、録音について、運営の妨げとならない範囲において行うことができる。

（代理人による発言の制限）

第32条 公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。ただし、議長が特に許可した場合は、こ

（代理人による発言の制限）

第21条 公述人が欠席する場合において、事前に陳述の内容が書面で議長に提出されている場合に限り、議長の指名する者がその書面を読み上げ

<p>の限りでない。</p>	<p>ることができる。</p>
<p>(記録書の作成等) 第33条 議長は、公聴会の終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した記録書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 公聴会の開催の日時及び場所 (2) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (3) 対象事業の名称及び種類 (4) 出席した公述人の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べた者の氏名及び役職名) (5) 公述人の陳述の要旨 (6) その他公聴会の経過に関する事項</p> <p>2 知事は、前項の記録書の提出があったときは、その写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。</p>	<p>第22条 代理人には、第16条及び第17条の規定を準用する。</p> <p>(記録書の作成等) 第23条 規則第33条第6号に定めるその他公聴会の経過に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公述人の代理人が出席した場合には、その代理人の氏名及び住所 (2) 傍聴者の人数</p>
	<p>附則 この要領は、平成16年12月27日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成17年2月7日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p>